

第3回南区自治協議会 議事概要

日 時 令和6年6月26日(水) 午後2時00分～午後3時30分

会 場 新潟市南区役所4階 講堂

- 次 第
- 1 開会
 - 2 報告
 - (1) 公の施設に係る受益者負担の設定基準について
 - (2) 令和6年度 教育委員会の主な事業について
 - 3 部会報告
 - 4 その他
 - 5 次回全体会の日程について
 - 6 閉会

事前配布資料

- 資料1 公の施設に係る受益者負担の設定基準
資料2 令和6年度教育委員会の主な事業について

当日配布資料

- 参考資料 南区公の施設に係る受益者負担の見直しについて
資料3-1 南区自治協議会第1部会 会議概要
資料3-2 南区自治協議会第2部会 会議概要
資料3-3 南区自治協議会第3部会 会議概要
その他資料 茨曾根太々神楽舞450年祭
その他資料 大鷲夜まつり
その他資料 令和6年白根大凧合戦 実施報告
その他資料 「新潟市の中学生のための地域運動活動・文化活動」の質問について
その他資料 令和5年度南区公共交通に関する意見など

出席委員： 関川秀明委員、井上吉一委員、久保安夫委員、川村朋生委員、有田正己委員、星野正春委員、笹川和代委員、山坂和夫委員、渡邊喜夫委員、若林三代子委員、佐野初美委員、上杉小貴子委員、堤 美幸委員、荏原宏美委員、松尾正行委員、織田絹子委員、泉田紀代恵委員、小嶋ノリ委員、高橋直廣委員、山田久美子委員
以上20名

欠席委員： 高橋文子委員、豊木 宏委員、水野武委員、志賀康則委員、奥田俊介委員、関根章央委員、阿部隆一委員、西山ゆき委員、半間奈菜委員

事務局：(南区) 長浜区長、関副区長、本間区民生活課長、榎本健康福祉課長、柏木産業振興課長、細貝建設課長、小菅南区教育支援センター所長、和田味方出張所長、登石月潟出張所長、杉山白根地区公民館長、灰野地域総務課長補佐、北地域総務課長補佐、地域総務課職員
(本庁) 財務課職員

[欠席所属] 佐藤農業委員会事務局南区事務所長

報 道 2名
傍 聴 者 0名

1 開会

○事務局（北地域総務課長補佐）（配布資料の確認）

○議長（高橋会長） 皆さん、ご苦労様です。今年の白根大凧合戦は、天候と北風に恵まれ、天候と風に恵まれなかった昨年の5日間と比べますと、昨年は4戦しか合戦がなかったのですが、今年の場合は、近年稀に見る61戦もの合戦が行われました。合戦が多かったために、連日夜なべをして凧作りを行って、色塗りが間に合わない白い大凧を揚げて、その白凧同士の戦いも見られました。これは、本当に珍しいことです。この結果、中蝶組が46年振りの優勝を飾ったものの、これも最終日の10日、合戦終了間際まで一心太助組と競り合いが続いて盛り上がりを見せました。最終的には一心太助組と勝ち数では7勝同士ではありましたが、勝ち糸の長さで勝敗が決せられました。凧揚げに関わった皆さんは、走り通しの5日間で、疲労度は極限に達していたようです。本当にお疲れさまです。それにしても、土日は本町通が歩行者天国となって、若い人たちでごった返していました。私は、4日間、観戦ガイドやまち歩きガイドを行いました。普段歩く人もいない本町通があれだけの若者たちがどこから湧いて来るのか、スーパーマーケットでも高齢者しか見ることのできないこの南区を、多くの若者たちで賑わうまちにどうしたら変えていけるのか、思わず考えてしまいました。合戦ガイドやまち歩き参加者の評価が高い旧北越銀行の再活用や、町屋や町並みの魅力づくりに真剣に取り組まなければならないと感じました。

それでは、本日の会議を進めさせていただきます。

欠席委員の報告をします。欠席委員は、高橋文子委員、水野武委員、志賀康則委員、阿部隆一委員、西山ゆき委員、半間奈菜委員から欠席の報告を受けております。出席者が過半数に達していますので、自治協議会条例の規定を充足していることを報告いたします。

取材の申込みについては、新潟日報社から申込みがありましたことを報告しておきます。

2 報告

(1) 公の施設に係る受益者負担の設定基準について

○議長（高橋会長） 続いて、次第第2（1）「公の施設に係る受益者負担の設定基準について」、財務課から報告をお願いいたします。

○島田財務課長補佐 皆さん、こんにちは。財務課課長補佐の島田と申します。本日は貴重な時間をいただきまして、ありがとうございます。私からは、今年3月に策定いたしました公の施設の使用料に関する全市的な基準、受益者負担の設定基準についてご説明させていただきます。なお、この基準のパブリックコメントを1月に行いましたが、そのことについては、こちらの自治協議会でご案内いただいたと聞いております。それでは、座って説明させていただきます。

資料1をご覧ください。はじめに、1「基本的な考え方」です。公の施設の利用者は、その施設によるサービスの受益者ですが、利用しない方との公平性の観点から、受益者がサービスの費用を負担すべきとするのが受益者負担の原則です。ほかの政令市の多くで公の施設の使用料に係る全市的な基準や方針が策定されていることに加え、新潟市財産経営推進計画において経営改善に向けた取組の基本的考え方に「受益者負担の適正化」が掲げられていることから、全市的な基準を策定いたしました。

次に、2「基準の対象外とする使用料」です。本市が設置する公の施設の使用料が対象となりますが、法律などで基準額などの定めがあるものや、利用料金制の施設などは対象外としております。

1枚めくっていただいて、2ページ目をご覧ください。3「受益者負担適正化の考え方」です。施設の管理運営費に対し、受益者となります施設を利用される方にご負担いただく割合と、税による公費負担とする割合を施設種別ごとに設定し、受益者負担の適正化を図ります。また、財産経営推進計画において、令和13年度までに10パーセントの運営経費削減という数値目標を掲げておりますので、その部分を削減する前提で計算する形としています。

イメージ図をお示ししております。ご覧いただければと思います。一番上の横長の棒がサービスの提供にかかるすべてのコストを表しております。その次の棒の右側の網掛け部分にあります施設の取得及び建設にかかる費用、いわゆるイニシャルコストについては、この受益者負担の考え方の対象外としております。同じ棒の左側、施設の管理運営費用、いわゆるランニングコストでございますが、こちらを受益者負担の対象経費といたします。その下の棒にいく間の右の方に

斜めの点線がございますが、これは、今ほど申し上げた施設のランニングコストから10パーセント削減して計算することを表しています。10パーセント削減後の使用料の算定に用いる施設の管理運営費用の真ん中に点線がございます。こちら、受益者負担割合が50パーセントの場合でイメージ図を作っておりますが、右の半分が利用者以外の方からもご負担いただいている税による公費負担の範囲、左の半分が受益者負担の範囲ということで、利用される方から負担いただきたい改定後の使用料となります。その下の現行の受益者負担から右側に延びる矢印と、さらにその下の現行の受益者負担が赤い点線から右側に飛び出ているところから逆に左向きの矢印がございますが、この2つの赤い矢印がこの度受益者負担の適正化を図る部分となります。点線の方に上へ下へというイメージでございます。

また1枚めくっていただいて、3ページ目をご覧ください。4「受益者負担区分」の考え方で。一つ目は、公的必要性による区分ですが、市民が日常生活を営むうえで必要かつ公共性が高い施設は公的必要性が高いものとして分類し、市民が日常生活を便利で快適なものにするために選択的に利用し特定の受益者の利便を図る施設は公的必要性が低いものとして、三つの区分に分類しております。また、右側にいきまして、二つ目は、採算性による区分です。施設の使用料等で管理運営費を賄うことが期待できない種類の施設は採算性が低いものと、施設の使用料等で管理運営費を賄うことが期待できるものは採算性が高いものとして、同じく三つに分類しております。

この二つの視点により整理したものが、次の5「施設種別ごとの受益者負担割合の設定」に表した表となります。縦軸が、左側に書いてありますが、公的必要性の高い低い、横軸、上のほうに書いてありますが、こちらが採算性の高い低いということになってございます。公的必要性が低く採算性が高い、表の一番右下の部分、ローマ数字IXのグループになりますが、こちらは、受益者負担割合は100パーセントとなります。例えば、新潟市水族館や産業振興センターです。この表の真ん中のところ、公的必要性と採算性が共に中間のローマ数字Vのグループは、受益者負担割合が50パーセントで、ホール、美術館、スポーツ施設がこちらになります。参考ですが、スポーツ施設につきましては、同様に基準を設定しているほとんどの政令市で50パーセントと定めております。今のVグループの隣、左にいただきますが、ホールやスポーツ施設より採算性が低い種別であるローマ数字IVのグループは、受益者負担割合が25パーセントで、博物館、資料館、あるいは環境・産業学習施設、このIVグループの上のローマ数字Iのグループは、公的必要性が高く採算性が低い分野で、受益者負担割合10パーセントと設定しておりますが、公民館などのコミュニティ系施設、高齢者福祉施設、青少年施設とさせていただきます。一番最後に0グループとして、さらに上にいきまして、子育て支援施設と保健福祉施設は0パーセント、受益者負担なしというところに分類しているものでございます。

4ページをご覧ください。今までイメージをお話しさせていただきましたが、実際の計算の仕方というところで、少し重なる部分もございましたが見ていきたいと思っております。6「受益者負担を求める費用」です。カッコ内に例示しておりますが、施設の管理運営費用を対象とし、取得及び建設にかかる費用は対象外としております。また同様に、古い施設などでは修繕費用がかさむことにより、受益者負担が高くなるということから、大規模修繕費等についても対象外としております。

次に、7「使用料改定時の取り扱い」でございます。(1)の算定式ですが、原則として当該施設における管理運営経費決算額に0.9を掛けて、先ほどの10パーセント経費を削減するということとなりますが、0.9を掛けたところに施設種別に応じた受益者負担割合、先ほどの50パーセントとか25パーセントといった施設種類に応じた受益者負担割合を乗じた額を、当該施設の改定後年間使用料、その施設で受益者にご負担いただく年間使用料という計算になります。ただ、改定後の使用料単価については、この年間の使用料の総額を人数やコマ数などの利用実績で割って、単価を算出するというイメージですけれども、減免等をしている施設については、実際には収入とならない減免分も含む利用実績で割って算定しますので、結果、使用料単価はさらに下がると想定されます。さらに、このように利用実績に応じて算定した場合、利用率が低い施設では使用料が高くなるのが考えられますので、平均利用率を算出できる施設種別で利用率が平均を下回る施設につきましては、利用率を平均利用率まで引き上げて計算して改定単価の水準を抑制することとしています。

(2)の改定時期につきましては、管理運営費の動向を適切に反映するため、原則として概ね

4年ごとに見直しを行うこととしております。

(3) 激変緩和でございますが、他都市の事例では、改定前の1.5倍を上限とするところが多いのですが、施設利用者の皆様のご負担を最大限緩和するために、改定後使用料単価は改定前の1.3倍を上限としています。

(4) 使用料の据置でございますが、改定前と改定後の差が10パーセント未満の場合は改定を行わないこととしています。また、無料とする場合ですが、改定後使用料収入が使用料をいただくための料金徴収コストを下回るという場合については、原則無料を継続するものとします。

最後に8「その他」になりますが、政策的な普及啓発を図る場合や、市外の類似施設と競合関係にある場合については、この基準によらない使用料設定もあり得るものと考えております。

一番最後の5ページにつきましては、参考資料になりますが、現在、各施設に掲示をお願いしております市民の皆様、利用者の皆様への基準の周知用のポスターでございます。

以上が、公の施設に係る受益者負担の設定基準についての説明となります。維持管理経費について、施設を利用する方に何パーセントを負担していただく、その他については、利用しない方も含めた皆様から頂戴した税金で維持していくということ、施設種別ごとにパーセントを設定しまして、その割合に基づいて使用料を見直していくもので、ただし激変緩和などいろいろな調整をしながら、実態に合ったような形に最大限合わせた形で少しずついろいろな施設が維持できるようなことを目指して、全市的な基準を定めたものになります。

現在、各所管課において、使用料改定に向けて準備を進めておりますが、今後の基本的な進め方としましては、今年の9月議会におきまして、条例ごとに所管課から条例改正案を提案させていただき、可決された場合は、約半年間の周知期間を経て、来年4月に新たな使用料を適用というスケジュールを想定しております。何卒ご理解、ご協力を賜りますようお願いいたします。

○**関副区長** 続けて、私から説明させていただきたいと思っております。地域総務課の関です。

お手元の資料のA3の「参考資料」と書いてあるものをご覧いただきたいと思っております。今ほど財務課から全体的な考え方というものの説明をいただいたところですけれども、具体的に南区においてどのような施設が利用料金の改定の対象になっているか、そしてそれが今ほど説明のありましたどのグループに属しているのかというものを説明するために作成したものでございます。

A3の表の左側ですが、大きく二つに分かれておりますけれども、上のほうが市長部局対象施設ということで、①から⑫までの施設がございまして、そしてその下、教育委員会対象施設ということで、⑬から⑲まで、トータルでは19施設が今回の受益者負担見直しの対象になる施設だということをお示ししております。それぞれの施設、表の中ほどに担当課というものが書いてございます。そしてその右側には条例所管課というところで記載がございまして、実際の使用料というのはすべて条例に記載されるものということになりますので、先ほど財務課から説明がありましたように、9月議会で条例所管課がその条例の改正案を上げ説明をするというような形になってまいります。

左側の番号のところに色がついているかと思うのですが、①から③まで青がついていて、④から⑥までが赤とか、その色分けを見つつ、右側の先ほどの財務課の資料にもありました表といいますか、そちらをご覧いただきたいと思っております。こちらが一番上の青のところですが、①②③から⑲まで、数字は飛び飛びになっておりますけれども、これらの施設は、このIグループに入るということになります。ですので、受益者負担の割合としては10パーセントがコンセプトといいますか、そういう形になるというものです。その下のコミュニティ系施設6パーセント、高齢福祉施設5パーセント、その他公共施設(青少年)28パーセントというものがありますけれども、これが、右側の欄外に記載がありますが、令和4年度決算における受益者負担割合ということになります。ですので、10パーセントと比較しますと、コミュニティ系施設は6パーセントということで、実態としてまだそこまでいっていないことを表しておりますし、一番下の青少年ですが、これはもう28パーセントということですので、10パーセントを大きく上回っているということになります。

その下、イのAのところ、IVグループです。IVグループのところは赤い④⑤⑥ということで、こちらは博物館・資料館に該当するかと思っておりますが、大風と歴史の館ですとか旧笹川家住宅、曾我・平澤記念館とかというものがここに該当するということになります。こちらは、同様に受益者負担割合が25パーセントを目指すことということになっております。それからその右、Vグループですが、ここは緑の⑦⑧⑩ということで、左の表でいきますとスポーツ施設、それ

から白根学習館がこちらに入ることになります。こちらは、受益者負担割合は50パーセントを目指すというところになります。

そして、欄外の見直し方法は先ほどの財務課との説明と重複しますので、ここは割愛させていただきますし、今後について、この資料では利用料を改定する必要がある場合は、準備が整った施設から使用料を改定すると書いてございますが、先ほどの財務課の説明により9月議会で条例の改正を上げていくということになりますので、そこはそのような形でご理解いただければ思っております。

私からは、以上でございます。

○議長（高橋会長） ただいまの説明について、ご質問があったらお願いいたします。特にございませんか。数字の羅列で少し分かりづらい点もあったかもしれませんが、では、松尾さんから。

○松尾委員 今の説明で、受益者負担の関係ということで、何となく分かったような感じで、数字的には分かっているのだけれども、私が質問したいのは、この新潟市の誰もが利用しているのかどうかというのを少し微妙に思っています。というのは、スポーツ施設とか、学習館とか、そういう関係は、多分南区のところであっても他の区からも入って来ても問題ない思うのですけれども、例えばコミュニティの関係とか、それから高齢者施設とか、こういうところは各区の特徴を活かした中でつくられているのではないかと私は思ったので、あそこが安いからあちらに行こうなどと言って、我々が北区に行ったり東区に行ったりすると、何かお互いに奪い合いするような感じになるようなことが出てきているのではないかなと私は思っているのですけれども、料金がみんな同じであればかまわないのしょうけれども、料金が違くと、なるべく安いところというように考えるとそういうことがあるので、受益性については十分理解できるのですけれども、施設の利用の各区の範囲というのはどのようになるのかなということが質問したいということです。

○関副区長 ストレートなお答えになるかどうか分からないのですけれども、今ほどお話のあった、例えばスポーツ施設であれば、ここでもありますし、条例所管課がスポーツ振興課というところになるわけですが、そちらで各区の額の違いですとか、個々の施設で見ると多分負担割合は全部が全部同じではないと思いますので、今の段階ではばらつきがあるという状態だと思うのですけれども、それをどうしていくのかということを加味しながら、新しい料金をどうするのかということを考えているということになりますので、同種の施設について区の間で差が明確に、本当に高いとか、かなり大きく出るような形には特にしないのではないかと思っております。その辺も含めて、今、所管課で、実際の額は今お示しできませんけれども、どうするのかということを考えているはずですので、そういうところの観点は考慮されているものと理解しております。

○議長（高橋会長） よろしいでしょうか。それでは、久保委員。

○久保委員 説明をお願いしたいのですけれども、例えばIグループ、アのところです。ここで言うと、コミュニティ系施設6パーセント、高齢者福祉施設5パーセント、その他28パーセントという形になっていまして、これがひとまとめで青い①から⑯になっていますけれども、これを見ると、かなりその施設によって、その他であると28パーセントでかなり高い、これは安くなるということだと思うのですけれども、具体的に、高齢者というと大体老人福祉センターとかと分かるのですけれども、公共用施設（青少年）というのは、これはどれが該当するのでしょうか。あと、コミュニティ施設ですね。その辺、教えていただきたいのですけれども。

○関副区長 その他公共施設のカテゴリーとして入っているのは、南区にはないということになります。これは、例えば国際青少年センターですとか、芸術創造村、これは旧二葉中学校の跡地で、芸術家の方が交流されて、制作活動をやっているようなところということになりますので、これは南区は該当する施設はございません。

○議長（高橋会長） ほかにございますでしょうか。山田委員。

○山田委員 1点お尋ねいたします。使用料の減免の考え方についてお尋ねしたいのですが、今、それぞれの条例ごとに微妙に基準も違うのではないかという気がしているのですけれども、そういう減免の基準等についても見直しの俎上に上がっているのかどうか、また、検討のご予定がおりなのかどうか、お尋ねしたいと思います。

○関副区長 南区地域総務課です。

減免の取り扱いについては、多分、私も全部詳しく見ていないので分からないのですけれども、

その施設の性格によって減免のやり方というか、対象とか割合というのは違っているのだろうなと思っています。それは、この表に記載のあります条例所管課というところが主体的には決めていくということになりますので、それがすべての施設でまったく同じ割合で減免する事例のほうでというのは、そろうものではないのではないかと考えておりますが、すみません、所管課でないものですから、そこは今正確にはお答えできないという状態です。申し訳ありません。

○島田財務課長補佐 私からも若干補足ということでお話しさせていただきますが、減免の基準のそれぞれの取り扱いについては、今、副区長がおっしゃられたとおりに思います。今回、統一的な見直しというところに減免の基準のところまで入っているかと言いますと、そこは入っておりません。やはり個々の事情があると思いますので、そちらについて統一ということは、今回のものには入ってございません。

ただ、減免にかかる部分で使用料のところに關係してくるのは、減免するということは、当然使用料は入ってこないのですけれども、減免した分も利用実績としてカウントしたうえで、収入は入ってこないのですけれども、その分収入の入ってきたものとみなして使用料単価を算出しますので、例えば100パーセント減免の施設というところがあったときには、収入は0なのだけれども、100万円収入があったものとして目指すべき収入の基準と比べるということになりますので、減免している分も含めて、使用料の設定をします。減免も考慮しているというところはそういうところで、使用料が上がりすぎないようにする工夫を基準の中に織り込んでいるところでございます。

○山田委員 ありがとうございます。減免の件数が多ければ多いほど、それだけ実質収入が少なくカウントされるのではないかと、そうすると、ある意味不公平が生じるのではないかとというような感じがしたものですから、一応確認をさせていただきました。ありがとうございます。

○議長（高橋会長） ほかにございますか。井上委員。

○井上委員 ありがとうございます。井上でございます。

単純な質問でお聞かせいただきたいところがあるのですけれども、新潟市財産経営推進計画ということで、令和4年3月に改定があり、これに基づいて今回の見直しが行われていると思うのですけれども、南区に関して、このIのグループですが、先ほど言われたように、いろいろな老人福祉センターとか地区公民館、関わるようなところがありますけれども、これはあくまでも見直しというのは、先ほどの計算方式に基づいてやるのだと思いますけれども、果たしてこれは利用料金が上がるのだと考えればいいのでしょうか。それから、いつ頃そういう決定がなされるのかということ、単純でありますけれども、お聞かせ願いたいと思います。

○島田財務課長補佐 財務課です。

いつ頃といいますのは、今施設所管課、条例所管課で9月議会を目指していろいろな準備をしているということをお聞きしておりますので、あとはその前段でいつ頃になったら案としてお示しできるかというところは私からは今言いかねるのですけれども、9月より前ということしかお話しできないかなというところです。

すみません。財産経営推進計画のところよく聞き取れなかったのですけれども、推進計画のところ、もう一度。

○井上委員 財産の活用、いわゆる経営推進計画に基づいて話し合いをしているのですけれども、これは、単純なのですけれども、廃止とかそういうことではなくて、要するに使用料金が上がるとか、そういうことだと思うのですけれども、その辺をお聞きしたい。あと、実施されるのであれば、いつ頃実施されるのだろうか。見直しのこの決定、そういうことが決まった場合には、いつ頃私どもは分かるのでしょうかと、こういうことを教えていただきたい。

○島田財務課長補佐 財産推進計画に絡めてお話し申し上げましたけれども、この財産推進計画というものについては、おっしゃるとおり、施設自体の見直し、統廃合なども含めて財産自体をどのように有効活用していくかという幅広い計画になってございます。その中に今回の施設をしっかり維持管理していくためにどういう見直しができるかというところの中で、施設使用料の見直しをしながら歳入の確保をしてというところで書かれておまして、それを受けまして、昔からの課題だったのであるけれども、こちらの使用料の基準というものも今回定めさせていただいたというところです。

○議長（高橋会長） よろしいですか。ほかにございますか。

○関副区長 補足させてください。金額の具体の、例えば大人の料金がいくらからいくらになる

とかという部分については、先ほど申し上げましたけれども、条例所管課で今それをどういう形で設定するかという作業をやっている最中ということで、実は私のところにも、条例とかたくさん書いてありますけれども、こうなりますということは一つも聞いていない状態です。ですので、正直言いますと、いつというのは明確にはお示しできないのですけれども、地域の皆様方には、できるだけ分かった段階で早めにお伝えしたいとは私どもは思っておりますので、今いつかというのは言えないのですけれども、なるべく早くお伝えするように努めていきたいと思っております。

○議長（高橋会長） 渡邊委員。

○渡邊委員 南区老連の渡邊です。

少しお聞きしたいのですが、改定前の1.3倍を上限としますと書いてありますけれども、これは例外規定というのはあるのでしょうか。それからもう一つ、例えば老人クラブは、クラブごとによって恐らく違うような制度を設けるのか。というのは、老人クラブは少ない年金の中から活動をやったりしているものですから、特別に1.2の倍率でここは対応するとか、あるいはこのクラブはこのようにやるとかというような、そういうクラブごとの料率を決めてもらうと、非常に複雑かつ大変な作業になるかもしれませんが、より細かな行政の手が行き届いているのではないかなというような受け取り方もできますので、一つ、その辺も考慮いただけるとありがたいと、そう思っております。

○島田財務課長補佐 こちらの全市的な統一の基準の中では、最大を現行の1.3倍を上限とするということのみを決めさせていただいております。この基準にまったくそぐわないものがあって、個別に料金体系を作るとか、そういうことをまったく否定しているわけではございませんが、基準で最大限できる基準対応というところで1.5倍とかではなくて1.3倍を改定上限にしたということです。申し訳ございません。

○議長（高橋会長） 渡邊委員。

○渡邊委員 いろいろと大変なことだろうと思っておりますけれども、最大限、費用対効果の問題で細かく対応していただければありがたいと思っております。以上です。

○議長（高橋会長） ほかにございますか。ないようですので、「公の施設に係る受益者負担の設定基準について」は、これで終わりいたします。

（2）令和6年度 教育委員会の主な事業について

○議長（高橋会長） 続いて、次第2（2）「令和6年度教育委員会の主な事業について」、教育支援センターから報告をお願いいたします。

○小菅南区教育支援センター長 私からは、令和6年度教育委員会の主な事業について説明させていただきます。資料2をご覧ください。

まず、1ページ目です。本市では、「これからの社会をたくましく生き抜く力の育成」をテーマに、5つの視点から重点的な取組を実施することとしています。令和6年度の取組の方向性として、子どもたちの自己実現していく力、豊かな心、健やかな身体の育成を図るほか、学校教育、社会教育がこれまで以上に連携し、子どもたちの育ちと市民の生涯に渡る学びを支える施策を推進するとともに、市長部局と連携を密にしながら教育環境の整備を進めていきたいと考えております。

次に、具体的な取組についてです。2ページをご覧ください。視点1及び視点4の分野です。はじめに、教育デジタルトランスフォーメーションの推進では、プログラミング・新聞データベース教材の整備として、一人1台端末を活用して子どもの情報活用能力を伸ばすため、中学校でプログラミング教材、小中学校で新聞データベース教材を導入します。

特別支援教育の推進では、個別の教育支援サポートとして、個別の教育支援計画等の作成支援システムを全市立学校園に導入し、就学前から学齢期、社会参加までの切れ目のない支援体制の構築を図っていきます。続きまして、巡回通級指導教室の整備です。他校の通級に伴う保護者送迎の負担軽減や、子どもが在籍校の慣れた環境で安心して指導を受けられるよう、教員が子どもの在籍校を訪問する巡回指導を開始します。

全員給食の実施と給食費公会計化です。市内の全生徒に温かく栄養バランスのよい食事を提供することを目的に、中学校スクールランチを食缶方式による全員給食に切り替えるための準備を行います。また、教職員の負担軽減と保護者の利便性の向上などを目的に、学校給食費の徴収管理を行う業務システム、具体的には、今までは各学校が徴収していた給食費を市が一括して集め

て管理するというものです。これを整備していきます。なお、全員給食については、令和7年の夏休み明け以降を基本に開始する予定です。ちなみに南区では、すでにすべての学校で食缶方式による給食が提供されています。

地域クラブ活動支援事業では、今年度、地域クラブ活動推進室が新設されました。地域と学校が連携、協働して設置を目指す地域クラブ活動が円滑に実施されるよう、指導者の謝金の助成や準備経費等を支援します。なお、昨年度2月の教育ミーティングで学校支援課が新潟市の中学生のための地域運動活動、文化活動について説明しました。そのときに各区で出された質問に対する回答がまいりましたので、本日配布いたしました。これについては、後ほど少し補足説明をさせていただきます。

次に、3ページをご覧ください。視点2の分野です。はじめに、多様な教育の機会・支援体制の整備のうち、公立夜間中学の設置検討です。義務教育を修了していない方や外国籍の方などに対し義務教育を受ける機会を実質的に確保するため、公立夜間中学の設置検討のための調査を行い、本市におけるニーズを把握します。

次に、視点3です。地域とともにある学校づくりの推進のうち、引き続きコミュニティ・スクール講座を開催し、学校運営協議会の機能充実に図り、内実を高めていきます。

次に、4ページをご覧ください。視点5の分野です。多忙化解消のうち、教員業務支援員配置事業です。教職員の負担を軽減し、児童生徒への指導や教材研究等に注力できる体制を構築するため、これまで順次支援員の配置を進めてきましたが、今年度はすべての小中学校等に支援員を配置します。また、教頭マネジメント支援員配置事業として、教頭の負担を軽減するため、新たに今年度より市内15校に学校マネジメント等に関する業務を支援する人材を配置します。

次に、新潟市教職員の資質能力の向上のうち、教職員研修受講履歴記録管理事業です。国が開発しているシステムを用いて研修受講履歴を記録するほか、教員研修プラットフォームによる研修のオンライン受講が可能となります。これらの機能を活用しながら教職員一人一人の資質能力の向上を図ります。

次に、新・新潟市教育ビジョンの策定です。現行の新潟市教育ビジョン第4期実施計画が令和6年度末に終了するにあたり、現在、今後の本市の教育のあり方や方向性を基本構想から検討し、新・新潟市教育ビジョンを策定しています。

最後に、生涯学習・社会教育関係課の組織再編ですが、地域教育推進課、生涯学習センター、中央公民館を再編し、新たに生涯学習推進課を創設しました。社会教育機能の強化、社会教育と学校教育施策の連携を深化し、市長部局との連携を図ることで体制強化を進めていきたいと考えております。

以上で説明を終わりますが、途中で申しました地域クラブ活動支援事業の中で、アンケートの回答について少し補足をさせていただきます。A3の表裏の縦長のプリントをご覧ください。

南区の自治協議会委員の方からいただいた質問は、番号で言うと25から36番までです。少し補足をします。26番、今回の地域活動について、どういう団体に説明を実施しているかという質問だったのですけれども、右側に回答があります。南区では、7月2日、来月の2日に区のスポーツ協会や加盟団体、競技団体に本課が来て説明を行う予定です。内容として、子どもたちのニーズ、団体リスト、指導者リスト、中学校施設の使用について、それから支援事業などを説明する予定であります。

次の27番の移動手段についてですけれども、まだ検討中ということで、これから示されると思います。

29番、事故、ケガがあった場合の責任についてですけれども、これは団体規約に明示するように求めておまして、基本的には実施主体に責任があると考えております。

続きまして32番、現在の指導者、どのような方がいらっしゃるかということなのですが、これについては、今、指導者リストのホームページを制作中です。子どもたちがタブレットやスマートフォンから実施主体を検索できるシステムを作っています。

次に35番、指導者への謝金についてですけれども、今年度、補助制度を整備しております。団体立ち上げの整備に要する経費に対して補助します。具体的には、指導者謝金、それから研修受講料の上限2分の1を補助するという制度であります。

これで、補足の説明を終わらせていただきます。なお、アンケートをお配りしております。ご記入いただいて、お帰りのときに入口で出していただければと思います。以上です。

○議長（高橋会長） ただいまの報告につきまして、ご質問があったらお願いいたします。堤委員。

○堤委員 質問させてください。一番最初、視点1のプログラミング・新聞データベース教材の整備というところで、小中学校で新聞データベース教材を導入ということなのですが、具体的にどういう内容の教材になるのか、分かる範囲で結構ですので、教えていただきたいと思います。もう1点、コミュニティ・スクール講座の開催なのですが、これも内容について教えていただけたらと思います。以上、二つです。

○小菅南区教育支援センター長 お答えします。新聞データベース教材ですが、最新のニュースを読んだり、過去の記事を検索したり、朝刊の「窓」という投稿できる機能があります。新聞製作ソフトを使って表現する力を育むことができます。具体的には、国語とか、社会、総合的な学習の時間などで活用できます。

それから、コミュニティ・スクール講座です。昨年に引き続きの開催です。どのように地域と学校が連携して子どもを育てていくかという熟議を取り入れた研修で、コミュニティ・スクールの現場で実際の協働ができるようにしていきます。今年度は、夏と冬に2回行います。

○堤委員 ありがとうございます。新聞データベース教材ということに関しては、新潟日報と連携してというような形になるのでしょうか。

○小菅南区教育支援センター長 そうです。

○堤委員 ありがとうございます。あと、コミュニティ・スクール講座なのですが、これは、市内で一堂に会して開催するというところでよろしいでしょうか。

○小菅南区教育支援センター長 今年は、2区合同開催です。今年は、秋葉区と一緒に合同開催です。

○堤委員 ありがとうございます。以上です。

○議長（高橋会長） ほかにございますか。山坂委員。

○山坂委員 一つ、今日、今年度の教育委員会の主な事業について説明があったのですが、去年もこの6月の協議会でこの説明があったようです。普通、こういう重点事項みたいなものは、年度の始めにされるのかなと思ったのですが、それは何かほかの議題との関係で6月になるということなのでしょうか。どちらに聞いた方がいいのか、地域総務課に聞いた方がいいのか、説明された側に聞いた方がいいのか分かりませんが、まず1点、それをお聞きしたいと思います。

○小菅南区教育支援センター長 予算が出てから少し時間が経っていると思っておりますが、確認したいと思います。

○山坂委員 いいです。結構です。一つお願いがあります。実は、今、中学生の部活動のことについての質問の回答も説明がありましたけれども、これは2月に説明されて、3月に、支援センターで質問や意見をいただいたものは回答がまとまり次第資料が示されるということで、私もずっといつ出るのかなと思っていたのですが、結果的に事前の配布資料の中、主な事業については事前の配布資料にあったのですが、この資料は今日配布されたわけですね。実際に説明があってから4か月も経って回答ですという説明ですが、あのときのこの場の雰囲気としては、時間がなくて、質問したい人もいるのだけれども、アンケートとかもあるからそこに書いて出しましょうみたいなイメージで終わっていたと思うのです。その割には、例えばこの回答の内容を見ますと、検討中ですみたいなものもあるわけですし、私どもに示していただけるのが、あまりにも時間がかかりすぎている。各区の自治協議会のアンケート結果の質問などを一つにまとめられたので時間がかかったのかどうか分かりませんが、多分説明される時期というのはどこの自治協議会も同じ時期なのだと思うのです。その辺、どうですか。

○小菅南区教育支援センター長 2月に質問をいただいて、この時期になってしまいました。どこの区でもこの6月に質問の回答を示しておりますが、皆さん回答を待っておられる中で遅かったと思っております。申し訳ありません。

○山坂委員 ではお願いなのですが、こういうものは速やかに処理していただきたいというお願いです。今のは、答えになっていないですね。私が聞いていることに。お願いします。今後は、こういうものがあつたら、ぜひ速やかに。時間がかかるものだったら話は分かるのですが、結果的に今検討中ですか、そういう回答もあるわけですね。それであれば、申し訳ないのですが、取りまとめはそれほど時間はかからなくてもできるのではないかと。だって、

実際に聞きたくても聞けなかった人があのときいて、そしてその回答を待っていた人もいるかもしれないわけですね。私は出していないのでいいのですけれども、ただ、それにしても少し、4 か月ばかりすぎですよ。申し訳ないですけれども、支援センターはこの建物の中であって、多分、本庁でとりまとめされているのだと思うのですけれども、その辺は、やはりこちらから本庁に強く要請してもらいたいですね。ぜひ、こういうケースがあったら、次からはよろしく願います。

○小菅南区教育支援センター長 ありがとうございます。

○議長（高橋会長） 今の山坂委員の発言に関しては、私も同様に感じております。先回は、時間がなくて質問できない場合は記入してくれということは、可能な限り速やかに報告すべき案件だと思っています。それがこの時期までずれ込むということと、それから、冒頭山坂委員が言われた教育委員会の主な事業説明はなぜ6月に入ってからなのか、私も疑問に思っています。本庁は年度末において説明しているはずですので、教育委員会も、教育支援センターの問題ではないと思いますが、本庁にその旨伝えていただければと思っています。

ほかにございますか。上杉委員。

○上杉委員 児童委員としてご質問いたします。視点1の特別支援教育の推進なのですが、私の担当している小学校で、今年度の支援学級の生徒が今までの3倍以上、30名近くの数値を超える特別支援学級の生徒数が増えたという点がありまして、これも市が特別支援教育に力を入れている結果それだけ数が増えているのかとも思いますが、一気にそれだけ生徒が増えてしまうと、とても大変な状況になるわけですが、この次の巡回通級指導教室というものがどういうものなのか、ご説明をお願いいたします。

○小菅南区教育支援センター長 巡回通級指導教室ですけれども、南区ですと、大通小学校に巡回の指導教員が行って指導をしています。通級に通うということは、保護者の送り迎えがどうしても必要になります。ですので、その送り迎えの負担を減らすということで、大通小学校に通級の職員が派遣されているということになります。

○上杉委員 現在、大通小学校だけなのでしょう。急激に増えた学校がもう一つあるはずなのですが、そこは認識されておられますか。

○小菅南区教育支援センター長 今、通級で行っているのは大通だけです。

○上杉委員 かなりの数が一気に増えた学校区があって、そこに対しての考えはあるのでしょうか。

○小菅南区教育支援センター長 今、そちらの通級の巡回というものは聞いておりません。

○小杉委員 学校サイドからの要望があって、そういう形になるのでしょうか。学校から特別支援学級の生徒数が急に増えたので、そういう指導者も派遣してくださいという要望があって成り立つことなのでしょう。

○小菅南区教育支援センター長 今年度は、通級指導の子どもを全市的に把握して派遣していますので、学校からの要望ではないようです。

○小杉委員 分かりました。ありがとうございます。

○議長（高橋会長） ほかにございますか。ないようですので、「令和6年度教育委員会の主な事業について」は、これで終わりいたします。

3 部会報告

○議長（高橋会長） 続いて、次第3「部会報告」について、部会の検討状況を各部長から報告をしていただきます。はじめに、第1部長から報告をお願いいたします。

○井上委員 第1部会の井上でございます。第1部会の会議の概要をお話しさせていただきます。

令和6年度第1回会議、令和6年6月12日午後2時から午後3時30分にさせていただきました。会場は、南区役所4階自治協議会委員室であります。資料3-1をご覧ください。

1、令和6年度第1部会提案事業について、①しあわせなまち、きれいなまち南区クリーンアップ月間について、チラシの初校ができたので、内容を確認いたしました。文字を大きくしてほしい、色合いをはっきりしてほしいなどの意見がありました。また、事務局のチラシ設置個所を一覧にして共有し、委員が地域でチラシを配る際に重複しないようにするといった意見がありました。②防災意識啓発事業について、他区で行われた防災イベントの様子をもとに、

改めて内容を検討しました。次回の部会で、7月の初旬に西蒲区で行われる防災イベントに参加する委員から展示品を貸してもらおうことにしました。それを見ながら、次回はより具体的な内容を詰めていくことにしました。

2、その他、北陸信越運輸局に依頼予定の公共交通に関する研修について、内容を検討しました。南区に類似する公共交通が充実していない地域における先進事例の取組を聞いてみたいと意見がまとまりました。事業が落ち着く時期に実施することにしました。

次回会議日程を、次のとおり決定しました。日時、令和6年7月10日水曜日、午後2時から、場所は南区役所4階自治協議会委員室でございます。以上です。

○議長（高橋会長） 続いて、第2部会長から報告をお願いいたします。

○荏原委員 第2部会です。第2部会は、6月14日の金曜日の午後から会議を開催いたしました。

1、令和6年度第2部会提案事業について、(1)夏休みの宿題サポート事業について、参加する児童向け、見守りをしてもらうボランティア向けのチラシを再確認しまして、事務局側で最終確認を行い、印刷をしていただくことになっております。また、6月下旬に会場に近い白根小学校、小林小学校を中心に、チラシの配布や地域生活センターにチラシの配布、設置をお願いし、参加募集を開始します。申込の締切りは7月17日水曜日となっております。また、区だよりも掲載し、児童やボランティアの募集をする予定です。なお、次回までに事前の景品の保管やボランティア申込受付について児童センターに確認する作業もでございます。(2)南区家族ふれ愛事業について、小中学校へ画用紙・短冊の配布について、担当委員が決定しました。本日の会議後に、担当する学校へ依頼する一式を配布する予定になっております。また、11月10日に開催しますコンサートについて、楽しく歌う「ケチャップマヨネーズ」に依頼することで決定しております。申込方法などについては、今後調整ということになっております。

2、その他、第3部会提案事業「味わい市場」について、家族ふれ愛事業の周知、広報と福祉施設との協働で、第2部会のブースを出展する予定でおります。次回会議日程につきましては、令和6年7月12日金曜日の午後からということで予定しております。以上です。

○議長（高橋会長） 続いて、第3部会長から報告をお願いいたします。

○松尾委員 第3部会の松尾です。令和6年6月13日に、午後から会議を開催しました。

1、令和6年度第3部会提案事業についての①ですけれども、南区おいしいもの満載お宝探訪事業、出店ブースについての検討をし、事務局が作成した出店応募チラシを基に、委員が参加の呼び掛けを行うこととしました。少し行動にも入っています。当日の催しものについては、昨年と同様に委員によるじゃんけん大会を実施し、景品に梨を用意することや、買い物をする回せるガチャ、カプセルの景品について検討いたしました。②産業・伝統・味覚南区3セットツアー、各委員が考えたツアーコンテンツをもとに、訪問順や追加の訪問先を検討し、コース案を作りました。ツアーガイドについては、にいがた南区創生会議が育成するという名目で2名の方がガイドをしてくれるということなので、勉強を兼ねてガイドをやってくれるということで、ありがたいことですので、お願いすることにしました。

2、その他ですけれども、次回の会議日程、7月8日午後1時ということで決めました。以上です。

○議長（高橋会長） 続いて、広報部会長から報告をお願いします。

○笹川委員 それでは、広報部会です。

広報部会は、本日、本会議前の1時半より開催いたしました。会議内容につきましては、南区自治協議会だより第30号、令和6年7月21日発行分について、掲載内容を検討いたしました。今後の予定として、初校確認と校正回答日の確認をいたしました。次回開催日は、令和6年9月25日、本会議前の午後1時30分より開催することとなりました。以上です。

○議長（高橋会長） ただいまの説明について、ご意見、ご質問がありましたらお願いいたします。なければ、部会報告等については、これで終わりいたします。

4 その他

○議長（高橋会長） 続いて、次第4「その他」について、委員の皆さんから何かございますか。川村委員。

○川村委員 大郷地区の川村です。

皆様のお手元に「大鷲夜まつり」のチラシが入っていると思います。7月27日の土曜日、午後3時半から、大鷲地区の大鷲農村公園にて大鷲夜まつりを開催いたします。裏面を見ていただくと、内容も少し書いてあるのですが、地元の園児、小学生、中学生による踊りやダンス、演奏の発表会、あと、それぞれパフォーマーの皆さんから来ていただいて、ビンゴ大会をやるという形になります。今年から白根高校の生徒と一緒にやるということで、その辺の詳しいところは織田先生からお願いします。

○織田委員 ありがとうございます。白根地区公民館主催事業で「しろみな塾」という地域課題解決に白根高校生がアイデアを出す企画があります。昨年度の「しろみな塾」で生徒が提案したのが「大鷲夜まつりを子どもたちと一緒に盛り上げよう」というものです。他にも2つのアイデアを提案したのですが、そのうちの1つとして今回「大鷲夜まつり」に白根高校生が参加させていただきます。大鷲小学校のご協力を得て、「大鷲夜まつりもりあげ隊」というものを新たに結成しました。小学生11名、高校生12名が集まりました。子どもたちを中心に「おまつりを盛り上げるゲームのお店を展開しよう」と、仲良く準備を進めています。当日は3時から5時の2時間だけの活動ですが、今からとても楽しみにして準備していますので、皆様どうぞ「もりあげ隊」の活躍をご覧になりいらしてください。よろしくをお願いします。

○議長（高橋会長） ほかにございますか。井上委員。

○井上委員 皆さんのところにA4の用紙が3枚届いていると思いますので、少し時間をお借りして報告、お願いを申し上げます。

まず、「茨曾根太々神楽舞」の450年祭の企画書というところで、令和6年9月29日の日曜日、午後2時から2時間半の予定で茨曾根諏訪神社境内で行います。舞台を作製いたします。内容は、20くらい舞があるのでありますが、その中の10の舞を披露させていただく予定であります。予算は15万円程度の予定です。駐車場は、農協の旧選果場の駐車場をお願いしてございます。神楽舞は、日本伝統芸能の一つで、神々を祭る神社で行われる舞踊です。450年という節目の年に神楽舞を行うことで、地域の人々が神々への感謝の気持ちを表現し、祭りを盛り上げることができます。秋の祭りの日程を変更し、日曜日に神楽舞を行うことで、各自治会のご協力でご年配の皆さんから保育園のお子様まで、祭りを楽しめるようになります。また、日曜日に行うことで、平日に仕事や学校がある人も参加しやすくなります。このように、日程変更によってより多くの人々が祭りを楽しめるようになります。皆様のご寄付は、神楽舞の継承と発展に貢献し、次世代に伝えることができますと思います。

それから、茨曾根太々神楽の紹介でございますけれども、簡単ですが、出雲大社から京都を経て、四百数十年前、安土桃山時代に越後の守護代・長尾家の家臣が茨曾根周辺に住みついた際にこの地に伝えられ、大庄屋・関根家と庄屋・吉田家の後援で格式と隆盛を極め、諏訪神社に継承され、先人の氏子、舞子の皆様により大切に継承されてきました。平成26年に新潟市民文化遺産に認定されました。

会員数は、現在9名でございます。毎週、茨曾根地域生活センターにおいて7時から2時間くらい練習をさせていただいています。公演実績として、昨年10月、味方笹川邸にて「笹川邸 in 神楽」に出演、三つの舞を披露させていただきました。榊の舞、天川の舞、地久楽の舞とをさせていただきました。昨年11月、白根学習館にて「ザ・組み舞」を披露、時間の制限があり特別に三つの舞を編集したものをさせていただきました。新型コロナウイルス以前は、南区、西蒲区の神社の新築、修繕のこけら落としとして公演依頼がありました。その他、祭り等の公演依頼もありました。10年ほど前には、毎年秋の祭りには舞を踊っていました。

先ほども申し上げましたが、舞の種類は20の舞があると聞いております。残念ながら、現在は12から13の舞しか踊れません。ですが、9月29日の日曜日にやりますけれども、皆さんから見ていただき、また楽しんでいただければ幸いです。よろしくお願いいたします。以上です。ありがとうございました。

○議長（高橋会長） ほかにございますか。堤委員。

○堤委員 私からは、第27回味方地区ふるさと納涼まつりについてご案内申し上げます。すみません。ほかの地区のような立派なパンフレット、ポスターの作成が間に合わずに、今日は何も用意してございませんので、皆様、メモの用意をお願いいたします。

期日なのですが、なんと大鷲夜まつりと同じ7月27日の土曜日、私どもは3時開場でございます。会場は、毎年恒例になりました味方野球場、開場は3時ですが、その3時から、地域の

いろいろな団体が出店をしておりますので、飲み物、食べ物、豊富に用意してございます。4時15分からステージイベントが始まります。今年も味方の顔になりましたさとちんがMCにまわりまして、特別ゲストといたしましてR a f v e r yという新潟出身の男性二人組のユニットが来てくれることになりました。8時半まで楽しいコンサートを実施したいと思っております。なお、一般の皆様には、一口500円以上の協賛金をいただきますと抽選券を差し上げます。その抽選で豪華景品が当たることになっております。昨年は、大きなテレビ、それからダイソンの掃除機なども当たりましたので、ぜひ皆様、夕涼みがてらおいでいただけたらと思います。駐車場は、味方中学校のグラウンドとなっておりますので、そちらにどうぞお車でおいでの方はご利用いただきたいと思っております。以上です。

○議長（高橋会長） ほかに委員の方、川村委員。

○川村委員 大鷲夜まつりでも豪華景品を用意しておりますので、皆様、ぜひお越しください。以上です。

○井上委員 茨曾根も、ついた餅を皆さんに提供するつもりでおりますので、よろしく願います。

○議長（高橋会長） ほかにございませんか。委員の方。ないですね。では、事務局からお願いいたします。

○柏木産業振興課長 それでは、産業振興課から白根大凧合戦の実施報告をさせていただきます。その他資料をご覧ください。

今月6日から10日までの5日間、下風に恵まれまして大凧の合戦が61戦成立しました。なお、この期間中、5日間すべての合戦が成立したのが、平成25年以来11年振りとなります。成績結果ですけれども、大凧は中蝶組が優勝、技能賞1位が桜蝶組でした。巻凧は、優勝、技能賞1位ともに義経会でした。来場者数は8万人となりました。関連行事としまして、5日の子ども凧合戦をはじめ、初日の市中パレード、8日の花火大会、9日のお祭り広場など、たくさんの人に来ていただきまして、賑わいのある状況でした。

その他、合戦期間中ですけれども、能登半島地震復興祈願凧が上がりまして、8日の花火大会でも復興祈願のスターマインの花火を実施しました。それから、初日と土日の3日間で実施しましたユーチューブライブ配信ですけれども、現在再生回数を見ますと約4万件に上りまして、国内外に向けて発信することができました。それから、今回、南区観光デジタルマップを公開しまして、期間中の駐車場の混雑状況をはじめ、会場周辺の飲食店や見どころスポットなどの情報発信をしまして、5日間で約2万7,000件のアクセスがありました。最後に、これは書いていないのですけれども、合戦期間中、凧を揚げる際や引き合いの際に転倒によるケガのほか、軽度の熱中症で救急車の出動が計8件ありましたが、大きな事故や混乱なく開催することができました。南警察署はじめ消防局及び消防団、交通安全協会、そしてボランティアの方々、大変ありがとうございました。また、地域の方々にもご協力いただきました。この場をお借りましてお礼申し上げます。報告は以上となります。

○議長（高橋会長） ほかに事務局からございますか。

○関副区長 地域総務課でございます。A4の縦の資料で「令和5年度の南区公共交通に関する意見など」というものをお配りしております。これは、前回の自治協議会の際に、確か井上委員からだったと思うのですけれども、コミュニティにおける公共交通に関する意見はどのようなものがあつたかというようなお話がございまして、その場で用意できませんでしたので、後ほど用意しますということで、今回お配りするものでございます。今後、コミュニティ懇談会などもありますので、参考にいただければと思いますので、よろしくお願いいたします。

○議長（高橋会長） ほかにございませんか。ないようですので、その他については、これで終わりいたします。

5 次回全体会の日程について

○議長（高橋会長） 続いて、次第5「次回全体会議の日程」に入ります。事務局からお願いいたします。

○北地域総務課長補佐 次回の全体会の日程なのですけれども、開催日は毎月最終水曜日ということになりますので、7月31日水曜日となります。ただ、自治協議会の後、午後4時から自治協議会委員、コミュニティ協議会会長、防災士を対象といたしまして、震災の振り返りのための

意見聴取を行いたいと危機対策課から申出がありました。そのため、自治協議会を1時間遅らせ、3時からとさせていただきます。会場はこの講堂で開催ということで、3時から自治協議会、4時から震災の振り返りという日程でお願いしたいと思います。以上です。

○議長（高橋会長） 事務局から説明がございましたが、7月31日水曜日、午後3時から南区役所講堂で開催ということでよろしいでしょうか。では、次回の自治協議会は、7月31日水曜日、午後3時から、この講堂で開催いたします。

令和6年7月31日（水） 午後3時00分から 南区役所4階講堂

6 閉会

○議長（高橋会長） 以上をもちまして、第3回南区自治協議会を終了いたします。皆さん、大変ご苦労さまでございました。

（午後3時30分）